

件名	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	

【改正の概要】

長距離通勤者の自己負担の軽減を図るため、特別急行列車、高速自動車国道等を利用する職員の通勤手当の額を改定

普通運賃等と特急料金等の区分の撤廃
異動に伴い支給対象となった場合に限定していた特急料金等の支給要件を廃止

	改正前	改正後
交通機関利用（JR等）	運賃 全額支給対象（限度額 60,000 円） 特急料金 料金の 2 分の 1 を支給対象（限度額 20,000 円）	交通機関等の利用に係る運賃等の額 限度額 75,000 円
交通用具利用（高速道路）	距離積算 距離区分に応じ実費相当額（限度額 47,200 円） 特急料金 料金の 2 分の 1 を支給対象（限度額 20,000 円）	注 1 特急、高速道路料金等を運賃等を含めて手当額を算定 2 しまなみ特例は、廃止
しまなみ街道利用	又は のいずれか有利な額 交通用具利用（限度額 60,000 円） ・距離区分に応じ実費相当額（限度額 47,200 円） ・しまなみ通行料金 全額支給対象 しまなみ特例（限度額なし） ・距離区分に応じ実費相当額（限度額 47,200 円） ・しまなみ通行料金の 2 分の 1 を支給対象	
支給要件の整備	特急料金等の支給要件として、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴う場合に限定	廃止

経過措置

通勤手当の額が下がる者については、公署の異動、通勤方法の変更等があるまでは、旧の通勤手当額を支給

施行日等 施行日 平成 18 年 4 月 1 日

【その他参考事項】

- 1 県職員の通勤手当年額（17 年度予算ベース）
約 19 億 24 百万円（一般会計 17 億 96 百万円、企業会計 1 億 28 百万円）
- 2 改善所要額
62,751 千円（一般会計 59,320 千円、企業会計 3,431 千円）
特急利用者 40,289 千円
高速利用者 9,490 千円
しまなみ海道利用者 12,972 千円
- 3 特急、高速道路の利用者数の推移

年度	8 年度	11 年度	14 年度	17 年度
利用者数	182 人	320 人	422 人	456 人